

始良市農業委員会総会議事録（令和4年2月）

1. 開催日時 令和4年2月28日（月） 午後1時30分～午後4時5分まで
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（18人）

1 番	小長野 誠	11 番	堂前 澄男
2 番	坂元 廣幸	12 番	西 泰行
3 番	本村 正一	13 番	川島 兼次
4 番	福森 徳昭	14 番	内飩 達也
5 番	牧野田 隆平	15 番	平 富士夫
6 番	杉尾 敏憲	16 番	岩元 律子
7 番	市蘭 由美子	17 番	松元 信道
8 番	白尾 親昭	18 番	夏田 恒
9 番	今村 逸子	19 番	米迫 慎二
10 番	野元 幸雄		

欠席委員 4 番農業委員、

農地利用最適化推進委員 出席委員（ 0 人）

1 番	内村 幸雄	7 番	松永 政文
2 番	宇都 和義	8 番	松元 健一
3 番	扇蘭 弘行	9 番	池端 隆志
4 番	柚木 利雄	10 番	新屋敷 幸一
5 番	大重 孝司	11 番	中村 政芳
6 番	上福元 克己	12 番	柳迫 勝美

欠席委員 1 番推進委員、2 番推進委員、3 番推進委員、4 番推進委員、
5 番推進委員、6 番推進委員、7 番推進委員、8 番推進委員
9 番推進委員、10 番推進委員、11 番推進委員、
12 番推進委員

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1 号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3 号 農地転用事業計画変更申請について
6. 議案第 4 号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について

- | | | | |
|-----|-----|-----|---------------------------|
| 7. | 議案第 | 5 号 | 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について |
| 8. | 議案第 | 6 号 | 非農地証明願について |
| 9. | 議案第 | 7 号 | 農地あっせん申出（売渡 希望）について |
| 10. | 概案第 | 8 号 | 農地の利用状況調査に係る非農地決定について |
| 11. | 議案第 | 9 号 | 農地法第3条にかかる下限面積の設定について |
| 12. | 議案第 | 10号 | 農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定について |
| 13. | | | 農地あっせんの経過報告 |
| 14. | | | 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告 |
| 15. | | | その他 |

4. 農業委員会事務局職員

事務局長
農地係長
農地係主査
農地係主事
振興係長
振興係主任主査

	始良市農業委員会総会議事録（令和４年２月） （大会議室に農業委員着席）
事務局長	姿勢を正してください。 一同礼。 〔１．総会の通告〕
議 長	ただいまから、令和３年度 第１１回 始良市農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席農業委員は<u>１９名中、１８名</u>で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 なお、本日は、４番農業委員が欠席であります。
	————— 会務報告 —————
議 長	それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。
事務局	資料により説明。
	————— 議事録署名委員の指名 —————
議 長	議事日程に入ります。 それでは、日程第１、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第１７条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
委 員	『異議なし』
議 長	それでは、１３番農業委員、１４番農業委員にお願いいたします。
	————— 会議書記の指名 —————
議 長	つぎに、日程第２、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の〇〇振興係長と〇〇農地係長を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法第３１条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができなくなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。関係議案、終了後に入室・着席していただき

議 長 事務局 議 長 委 員 議 長 委 員	ます。 なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願いいたします。 ————— 議案第 1 号 ————— それでは、日程第 3 議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。 1 番から 2 4 番までについて、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は、1 ページ目でございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会で審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。 公告日は 2 月 2 8 日、契約の始期は 3 月 1 日をそれぞれ予定しております。 契約年数につきましては、1 年間で 1 件、2 年間で 1 件、3 年間で 5 件、5 年間で 1 0 件、6 年間で 2 件、9 年間で 3 件、1 0 年間で 3 件で、合計 2 5 件となっております。面積につきましては、合計 4 6, 5 0 4 ㎡となっております。 農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の 2 ページから 6 ページにございますので、ご確認いただきたいと思います。 なお、総会資料の 6 ページの 2 5 番が、1 4 番農業委員の関連する議案となっております。こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしくお願いいたします。 以上、第 1 号議案の説明を終わります。 それでは、1 番から 2 4 番までについて、一括して質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。 〔質問、意見なし〕 それでは、お諮りいたします。 議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての 1 番から 2 4 番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。 〔賛成多数〕
---	--

議 長	賛成多数により、議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、1番から24番までについては、原案のとおり決定いたしました。
	なお、議案第1号 25番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。
	25番の関係者、14農業委員の退席をお願いします。
委 員	（14番農業委員退席）
議 長	それでは、25番について質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第1号 25番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、25番については原案のとおり決定いたしました。
	14番農業委員は着席してください。
委 員	（14番農業委員着席）
議案第2号	
議 長	次に、日程第4 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。
	1番から6番までについて説明をお願いします。
	まずは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第2号 農地法3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。総会資料は、7ページから8ページでございます。今月の申請件数は、6件となっております。 先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから6ページに調査書がございますので、ご審議の参考としてください。 それでは、1番についてご説明申し上げます。 譲受人 東餅田在住の〇〇。譲渡人 福岡県福岡市在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、中津野字蓮木川原〇〇番 田、1筆の701㎡となります。

議 長 委 員	以上で、1 番の説明を終わります。 ただいまの説明の1 番に関連して、1 5 番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。1 5 番農業委員です。調査報告をいたします。 令和4年2月20日、譲受人の農場を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。機械等は、トラクター2台、バインダー1台、ハーベスタ1台、軽トラック1台あり、問題ありません。労働力は、本人と子供もおり問題ありません。隣地の借地は、購入予定とのことでした。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上、1 番の報告を終わります。
議 長 事務局	次の、2 番について事務局の説明を求めます。 それでは、2 番につきましてご説明申し上げます。 譲受人 大山在住の〇〇。譲渡人 鹿児島市在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、大山字大牟田〇〇番〇 畑、1 筆の面積が1 2 1 m²となります。 以上で、2 番の説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明の2 番に関連して、1 1 番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。1 1 番農業委員です。調査報告をいたします。 令和4年2月19日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。機械等は、トラクター2台、田植機1台、防除機1台、軽トラック3台を所有しており、問題ありません。刈り取りだけは、委託するとのこと。労働力も、妻と子供もおり問題ありません。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、2 番の報告を終わります。
議 長 事務局	次の、3 番について事務局の説明を求めます。 それでは、3 番についてご説明申し上げます。 譲受人 蒲生町米丸在住の〇〇。譲渡人 蒲生町下久徳在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町米丸字丸田〇〇番〇 田、字丸田〇〇番〇 田、2 筆の合計面積が1, 7 2 3 m²となります。 以上で、3 番の説明を終わります。

議 長 委 員	ただいまの説明の3番に関連して、6番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。6番農業委員です。調査報告をいたします。 令和4年2月18日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。機械等は、耕運機1台、草刈機2台、軽トラック1台あり、問題ありません。労働力は、妻と母もおり問題ありません。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、3番の報告を終わります。
議 長 事務局	次の、4番について事務局の説明を求めます。 それでは、4番についてご説明申し上げます。 譲受人 蒲生町久末在住の〇〇。譲渡人 千葉県千葉市在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町久末字石峯〇〇番〇 畑、1筆の面積が891㎡となります。譲受人の経営面積が0㎡となっておりますが、議案第1号の24番で利用権が設定されましたので、経営面積は1,348㎡となります。 以上で、4番の説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明の4番に関連して、18番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。18番農業委員です。調査報告をいたします。 令和4年2月20日、譲受人宅を訪問して、聞き取りを行いました。申請地は、久末公民館の隣にあります。畑には、岩つつじが植えてありました。譲受人は、主に水稻を耕作されています。機械等は、耕運機1台、草刈機2台、軽トラック1台あり、問題ありません。労働力は、妻と母もおり問題ありません。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、4番の報告を終わります。
議 長 事務局	次の、5番について事務局の説明を求めます。 それでは、5番についてご説明申し上げます。 譲受人 船津在住の〇〇。譲渡人 同じく船津在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、船津字城ヶ崎〇〇番〇 畑、1筆の面積が311㎡となります。 以上で、5番の説明を終わります。

議 長 委 員	ただいまの説明の５番に関連して、９番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。９番農業委員です。調査報告をいたします。 令和４年２月２１日、譲受人宅を訪問して、聞き取り調査をいたしました。申請地は、自宅のすぐ隣で、良く管理されていました。機械等は、トラクター１台、田植機１台、小型耕運機１台、草払機２台、噴霧器１台、軽トラック１台あり、問題ありません。労働力は、妻もおり問題ありません。 よって、当申請は、農地法第３条第２項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、５番の報告を終わります。
議 長 事務局	次の、６番について事務局の説明を求めます。 それでは、６番についてご説明申し上げます。 譲受人 加治木町小山田在住の〇〇。譲渡人 同じく加治木町小山田在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町小山田字山下〇〇番 田、字山下〇〇番 畑、２筆の合計面積が１，１６７㎡となります。 以上で、６番の説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明の６番に関連して、２番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。２番農業委員です。調査報告をいたします。 令和４年２月１９日、譲受人宅を訪問して、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、露地野菜と水稻を生産して販売されております。譲受人は、これまでもこの申請地を借りて耕作されておりました。機械等は、トラクター１台、田植機１台、バインダー１台、脱穀機１台あり、問題ありません。労働力は、妻もおり問題ありません。 よって、当申請は、農地法第３条第２項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、６番の報告を終わります。
議 長 委 員	これより、議案第２号 農地法第３条の規定による許可申請の処分決定についての、１番から６番までについて一括して質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。 [質疑・意見なし]
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第２号 農地法第３条の規定による許可申請の処分決定について

議 長 委 員	の1番から6番までについては、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。 [賛成多数] 賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から6番までについては、原案のとおり決定いたしました。
議 長 事務局	————— 議案第3号 ————— 次に、日程第5 議案第3号、農地転用事業計画変更申請についてを議題に供します。 1番から2番までについて説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。 それでは 議案第3号 農地転用事業計画変更申請について、ご説明します。総会資料は、9ページです。今月の件数につきましては、2件です。 それでは1番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、変更前が平松の〇〇株式会社 代表取締役〇〇、変更後が東京都世田谷区の〇〇 代表役員〇〇。土地の所在が、平松字鋒丸〇〇番〇 畑、1筆の面積が384㎡です。当初の転用目的は、資材置場で、平成25年8月26日に5条許可がなされています。申請地で、事業（資材置場）を実施していないため、原野化しておりました。変更後の目的は駐車場で、理由としましては、〇〇神社への参拝者のための駐車場として利用したいとのございます。こちらは、議案第5号の1番と関連があります。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明の1番に関連して、2番農業委員に、議案第5号、農地法第5条の規定による処分決定についての1番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。2番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、始良インターから、東に約380mの位置です。被害防除現況としまして、東が里道、西が宅地、南が水路、北が山林です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。

議 長	以上で、終わります。 次に、2 番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは2 番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、変更前、変更後も、鹿児島市の株式会社〇〇 代表取締役〇〇。土地の所在が、東餅田字中渡口〇〇番〇 田、字中渡口〇〇番〇田、2 筆の合計1, 3 9 2 m²です。当初の転用目的は、駐車場・月極駐車場で、令和3 年1 2 月6 日に5 条許可がなされています。申請地に、駐車場を計画したが、隣地所有者との売買の承諾を得られないため、事業実施が困難となったとのことです。変更後の目的は、宅地造成で、理由としましては、申請地周辺は環境が整っているため、宅地造成（4 区画）したいとのことでございます。こちらは、議案第5 号の1 0 番と関連があります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の2 番に関連して、6 番農業委員に、議案第5 号、農地法第5 条の規定による処分決定についての1 0 番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。6 番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3 種農地で、問題ありません。申請地の位置は、十日町公民館から、南東に約3 5 0 mの位置です。被害防除現況としまして、東が宅地、西も宅地、南が市道、北も市道です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、終わります。
議 長	これより、議案第3 号 農地転用事業計画変更申請の1 番から2 番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第3 号、農地転用事業計画変更申請の1 番から2 番までについて、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第3 号 農地転用事業計画変更申請の1 番から

議 長 事務局 議 長 委 員 議 長 事務局	2 番までについては、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。 ————— 議案第 4 号 ————— 次に、日程第 6 議案第 4 号、農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1 番から 4 番までについて、説明をお願いします。 まずは、1 番について事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は 10 ページでございます。今月の申請件数につきましては、4 件となっております。 今回も、農地パトロール等で転用されている所有者に、通知をしているため、始末書等が添付されている議案となっております。 それでは、1 番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、加治木町木田在住の〇〇。土地の所在は、加治木町木田字操穴〇〇番〇 田、1 筆の面積が 37 m²です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第 3 種農地と判断されます。転用目的は、駐車場で、理由といたしましては、駐車場で利用したいとのごことでございます。資金につきましては、転用済みのため不要で、土地改良区からの意見書があります。また、被害防除計画書と顛末書も添付されております。こちらは、追認で農地法の許可を得るものであります。 以上で、1 番の説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、5 番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。5 番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第 3 種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、木田簡易郵便局から、北に約 60 m の位置にございます。被害防除現況として、東が市道、西が宅地、南も宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、既に駐車場になっており、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。 次の、2 番について事務局の説明を求めます。 それでは、2 番につきまして、ご説明いたします。
---	--

	申請人は、西餅田在住の〇〇他2名。土地の所在は、西餅田字柏木〇〇番〇 畑、1筆の面積が1,163㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、準住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、駐車場・貸駐車場・看板用地で、理由といたしましては、自家用車の駐車場と看板用地・貸駐車場として利用したいとのことでございます。資金につきましては、転用済みのため不要で、改良区のほうも、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書と始末書が添付されております。こちらは、追認で農地法の許可を得るものであります。 以上で、2番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、6番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。6番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、始良中央図書館から、北に約30mの位置にございます。被害防除現況として、東が畑、西が宅地、南が国道、北が市道です。申請実現の確実性は、既に駐車場として利用されており、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、3番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、曾於市在住の〇〇。土地の所在は、東餅田字中野崎〇〇番〇 田、1筆の面積が357㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、駐車場で、理由といたしましては、以前から駐車場として利用しているため、今後も駐車場として利用したいとのことでございます。資金につきましては、既に転用済みのため不要で、改良区のほうも、除外済みのため不要となっております。また、被害防除計画書と始末書が添付されております。こちらは、追認で農地法の許可を得るものであります。 以上で、3番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、6番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。6番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、

議 長 事務局	帖佐駅から、南東に約 5 0 m の位置にあります。被害防除現況として、東が市道、西が宅地、南も宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、既に駐車場として利用されており、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。 次の、4 番について事務局の説明を求めます。
議 長 委 員	それでは、4 番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、鹿児島市在住の〇〇。土地の所在は、平松字村前〇〇番〇田、1 筆の面積が 2 8 2 m²です。申請地につきましては、申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第 3 種農地と判断されます。転用目的は、貸駐車場で、理由といたしましては、隣接地にあるマンションの駐車場として貸すとのこととでございます。資金につきましては、転用済みのため不要です。また、被害防除計画書と始末書が添付されております。こちらは、追認で農地法の許可を得るものであります。 以上で、4 番の説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、3 番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。3 番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第 3 種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、始良衛生の隣接地でございます。被害防除現況として、東が雑種地、西が宅地、南も宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、既に転用済みであり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。
議 長 委 員	これより、議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定の 1 番から 4 番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。 「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番から 4 番までについて、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委員	[賛成多数]
議長	賛成多数により、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から4番までについては、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。
	議案第5号
議長	次に、日程第7 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番から16番までについて説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、11ページから15ページでございます。今月の申請件数につきましては、16件となっております。 それでは、1番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 東京都世田谷区の〇〇 代表役員〇〇。譲渡人 平松在住の〇〇です。土地の所在が、平松字鋒丸〇〇番〇 畑、1筆の面積が384㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、駐車場で、理由につきましては、〇〇神社への参拝者のための駐車場として利用したいとのごことでございます。こちらは、自己資金で対応いたします。また、被害防除計画書が添付されております。こちらは、議案第3号の1番と関連があります。 以上で、1番の説明を終わります。
議長	本案件につきましては、議案第3号の1番で、2番農業委員にから報告済でありますので補足説明につきましては、省略いたします。 次の、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	続きまして、2番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は、鹿屋市在住の〇〇。譲渡人は、東京都練馬区在住の〇〇他1名です。土地の所在は、蒲生町下久徳字前田〇〇番 畑の一部、967㎡のうち495㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 1棟 120.48㎡で、理由としましては、親が住む住宅を建築したいとのごことでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されて

議 長	おります。 以上で、説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、6番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。6番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、大和葬儀社蒲生斎場から、北西に約130mの位置です。被害防除現況としまして、東が市道、西が宅地、南が5条申請地、北が畑です。申請実現の確実性としてしましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にございません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としてしましては許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、3番について事務局の説明を求めます。 それでは、3番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 曾於市在住の〇〇。譲渡人 東京都練馬区在住の〇〇他1名です。土地の所在が、蒲生町下久徳字前田〇〇番 畑の一部、967㎡のうち472㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 120.48㎡で、理由としてしましては、現在借家住まいのため、一般住宅を建築したいとのことでございます。こちらは、融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、6番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。6番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、大和葬儀社蒲生斎場から、北西に約130mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が宅地、南が市道、北が5条申請地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にございません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としてしましては許可意見であります。 以上で、報告を終わります。

議 長 事務局	次の、4番について事務局の説明を求めます。 それでは、4番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 霧島市の株式会社〇〇 代表取締役〇〇。譲渡人 鹿児島市在住の〇〇です。土地の所在が、脇元字白金原〇〇番〇 畑、1筆の面積が131㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、準住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は月極駐車場で、理由としましては、駐車場の経営を行うことで、自社の経営安定を図りたいとのことでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、2番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。2番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、ニシムタ始良店から、西に約40mの位置です。被害防除の現況は、東が国道、西が雑種地、南も雑種地、北も雑種地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長 事務局	次の、5番について事務局の説明を求めます。 それでは、5番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 西餅田在住の〇〇。譲渡人 同じく西餅田在住の〇〇です。土地の所在は、西餅田字伊藤山〇〇番〇 畑、字伊藤山〇〇番〇 畑、2筆の合計面積が278㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 63.76㎡で、理由としましては、自己住宅を建築して、生活の安定を図りたいということでございます。資金については、融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書の添付がされております。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、3番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。3番農業委員です。調査報告いたします。

議 長	農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、錦江団地公民館から、西に約40mの位置にあります。被害防除ですが、東が里道と市道、西が宅地、南も宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。
事務局	次の、6番について事務局の説明を求めます。 それでは、6番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 東京都西東京市の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 大阪府大阪市在住の〇〇他1名です。土地の所在が、西餅田字野屋敷〇〇番〇 畑、字野屋敷〇〇番〇 畑、2筆の合計面積が478㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種低層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は建売住宅 2棟 124.20㎡で、理由としましては、建売住宅（2棟）を建築して、住宅緩和に寄与するとともに、自社の経営安定を図りたいとのことです。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、3番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。3番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、エミール幼稚園から、西に約80mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地と畑、西が宅地、南も宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、7番について事務局の説明を求めます。 それでは、7番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 船津の〇〇株式会社 代表取締役〇〇。譲渡人 船津在住の〇〇です。土地の所在が、船津字王子原〇〇番〇 田、字王子原〇〇番〇 田、2筆の合計面積が90㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行がなく、農地の広がりには10ha以上の区域内の農地であ

議 長	り、農地区分は第1種農地と判断されます。転用目的は通路拡張・側溝設置で、理由としましては、施設用通路が狭いため、現在の水路と一体化して通路の拡張、水路とするためとのことでございます。こちらは、自己資金で対応し、水利組合からの意見書があります。また、被害防除書も添付されております。こちらにつきましては、隣接地〇〇番〇（雑種地）86㎡と、〇〇番〇（用悪水路）43㎡と一体利用で、全事業面積が219㎡となっております。なお、こちらは第1種農地ということで、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。 以上で、説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、3番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。3番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、春花公民館から、南に約200mの位置です。被害防除現況といたしまして、東が市道、西が水路、南が田、北が一体利用地です。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、隣接農地への通作路を確保することとなっております。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、8番について事務局の説明を求めます。 それでは、8番につきまして、ご説明いたします。 借人 船津在住の〇〇。貸人 鹿児島市在住の〇〇です。土地の所在が、平松字出水〇〇番〇 畑、字堅野〇〇番〇 畑、2筆の合計面積が267㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第1種低層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 92.33㎡で、理由としましては、当地に自己の住宅を建築したいということでございます。資金につきましては、融資で対応いたします。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、2番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。2番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、重富温泉から、西に約10mの位置です。被害防除現況といたしまして、東

議 長	が市道、西が宅地、南も宅地、北も宅地です。申請実現の確実性といたしまして、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
事務局	次の、9番について事務局の説明を求めます。 それでは、9番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 加治木町小山田在住の〇〇。譲渡人 鹿児島市在住の〇〇です。土地の所在が、東餅田字西道丁原〇〇番 田、1筆の面積が155㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 65.21㎡で、理由のほうにつきましては、病院にも近い申請地に住宅を建築したいとのことでございます。資金につきましては、自己資金で対応して、改良区のほうは、除外済みのため不要となります。また、被害防除計画書が添付されております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、5番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。5番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、山下わたる内科から、北に約80mの位置です。被害防除現況ですが、東が宅地、西が里道、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明があり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、10番について事務局の説明を求めます。
事務局	続きまして、10番につきまして、ご説明いたします。 それでは、鹿児島市の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人は、加治木町錦江町在住の〇〇です。土地の所在は、東餅田字中渡口〇〇番 〇 田、1筆の面積が696㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、準工業地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、宅地造成で、理由としましては、申請地周辺は環境が整っているため、宅地造成（4区画）したいとのことでございます。こちらは、自己資金で対応し、土地改良区の意見書があります。また、被害防除計画書も添付されております。こちらにつきまし

議 長	ては、隣接地〇〇番〇（転用許可地）696㎡と一体利用で、全事業面積が1,392㎡となっております。なお、こちらは議案第3号の2番と関連があります。 以上で、説明を終わります。
事務局	本案件につきましては、議案第3号の2番で、6番農業委員にから報告済でありますので補足説明につきましては、省略いたします。 次の、11番について事務局の説明を求めます。 それでは、11番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 船津在住の〇〇。譲受人 神奈川県川崎市在住の〇〇です。土地の所在が、船津字王子原〇〇番〇 田、1筆の面積が192㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行がなく、農地の広がり10ha以上の区域内の農地であり、農地区分は第1種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由としましては、自宅の前の土地なので、駐車場として使用したいとのことでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、除外済みのため不要となっております。また、被害防除計画書と始末書が添付されております。なお、こちらは第1種農地ということで、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、3番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。3番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、春花公民館から、南に約160mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が田、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にございません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、12番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、12番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 東餅田在住の〇〇。譲渡人 福岡県春日市在住の〇〇です。土地の所在が、東餅田字塩入〇〇番〇 田の一部、265㎡のうち36㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。

議 長	転用目的は宅地拡張で、理由としましては、隣接地にある自宅駐車場が狭いため、宅地拡張をしたいとのごことでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、除外済みのため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。こちらにつきましては、隣接地〇〇番〇（宅地） 277.78㎡と一体利用で、全事業面積が 313.78㎡となっております。 以上で、説明を終わります。
委 員	ただいまの説明に関連して、5番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。5番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、塩入団地から、西に約130mの位置です。被害防除の現況は、東が私道、西も私道、南が一体利用地、北も宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、13番について事務局の説明を求めます。 それでは、13番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 鹿児島市の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇。譲渡人 兵庫県川西市在住の〇〇です。土地の所在は、東餅田字東道丁原〇〇番〇畑、字東道丁原〇〇番〇畑、2筆の合計面積が1,001㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は資材置場・駐車場で、理由としましては、太陽光パネル及び資材を供給するのに最適地であるということでございます。資金については、融資で対応して、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書の添付がされております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、5番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。5番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、八日町公民館から、北西に約140mの位置にございます。被害防除ですが、東が市道、西が宅地、南も宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準につ

議 長 事務局	いて調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。 次の、14番について事務局の説明を求めます。 それでは、14番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 加治木町小山田の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人福岡県古賀市在住の〇〇です。土地の所在が、加治木町小山田字東木〇〇番〇 畑、1筆の面積が1,491㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は資材置場で、理由としましては、資材置場を確保して業務の効率化を図りたいということでございます。こちらは、自己資金で対応いたします。また、被害防除計画書が添付されております。こちらにつきましては、隣接地〇〇番〇の一部（山林）190㎡・〇〇番〇の一部（畑）62㎡・〇〇番〇の一部（宅地）192.15㎡・〇〇番〇の一部（山林）124㎡と一体利用で、全事業面積が2,059.15㎡となっております。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、2番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。2番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、南原商店から、北に約60mの位置です。被害防除現況としましては、東が山林、西が県道、南が山林と一体利用地、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。
議 長 事務局	次の、15番について事務局の説明を求めます。 それでは、15番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 加治木町小山田の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人大阪府大阪市在住の〇〇です。土地の所在が、加治木町小山田字東木〇〇番〇 畑、1筆の面積が198㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は通路・駐車場で、理由としましては、資材置場を確保して、その通路・駐車場とし

議 長	て使用したいとのことでございます。こちらは、自己資金で対応いたします。また、被害防除計画書が添付されております。こちらにつきましては、隣接地〇〇番〇の一部（宅地） 1 9 2. 1 5 m²・〇〇番〇の一部（山林） 1 2 4 m²と一体利用で、全事業面積が 5 1 4. 1 5 m²となっております。 以上で、説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、2 番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。2 番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第 2 種農地であります。その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、南原商店から、北東に約 3 0 m の位置です。被害防除現況といたしまして、東が宅地と山林、西が山林、南が宅地、北が山林です。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、1 6 番について事務局の説明を求めます。 それでは、1 6 番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 東餅田在住の〇〇。譲渡人 蒲生町下久徳在住の〇〇です。土地の所在が、蒲生町下久徳字柳元〇〇番 田、1 筆の面積が 3 2 1 m²です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり 1 0 h a 未満の区域内の農地であり、農地区分は第 2 種農地と判断されます。転用目的は山林で、理由としましては、クヌギ（約 8 0 本）を植林したいということでございます。資金のほうは、自己資金で対応し、土地改良区からの意見書があります。また、被害防除計画書も添付されております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、6 番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。6 番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第 2 種農地であります。その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、蒲生高校から、北西に約 3 0 0 m の位置です。被害防除現況といたしまして、東が休耕田、西が里道、南も里道、北が休耕田です。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査

議 長 委 員	の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。 調査員の皆さん、ご苦勞様でした。 これより、議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定について、1 番から 1 6 番までについて、一括して質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。 [挙 手]
議 長 委 員	1 8 番農業委員。 はい。1 8 番農業委員です。 1 6 番ですが、周辺は田んぼであるが耕作されていないとのことですが、道路の反対側は住宅街であります。ここにクヌギを植えた場合、植えたばかりのころはよいですが、5 年、1 0 年経過すると葉っぱが飛んだり、木が大きくなったりします。許可してよいか疑問であります。
議 長 事務局	事務局。どうですか。 周囲の田んぼは休耕田で、クヌギは 3 メートルの緩衝地を設けて植林するとのこと。もし、不許可の場合は、理由が必要となります。考えられるのは、周囲の宅地や農地に影響があるということになるかと思えます。
議 長 委 員	ほかに質疑はありませんか。 [挙 手]
議 長 委 員	1 7 番農業委員。 はい。1 7 番農業委員です。 蒲生高校の近くでクヌギを植えるという議案が過去にありました。その際も、資材置場に変更できないかと議論した覚えがあります。申請人は、この時も同じ方だったように思います。すぐ近くに、転用許可地があるようですが、これはどうなっていますか。
議 長 事務局	事務局。回答してください。 前回は、隣接地に住宅があったため、不許可となっております。転用許可地は、〇〇の駐車場であります。
議 長	質疑はありませんか。

議 長	委 員	[挙 手]
		18番農業委員。
議 長	委 員	はい。18番農業委員です。 本当に、山林でないといけないのでしょうか。
		この議案は、個別で審議いたします。 1番から15番までにつきまして、質疑のある委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員	[質疑・意見なし]
		それでは、お諮りいたします。 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、1番から15番までについて、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員	[賛成多数]
		賛成多数により、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から15番までについて、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。 なお、7番と11番につきましては、県農業会議ネットワーク機構の決議に該当しますので、意見聴取いたします。 ここで、しばらく休憩いたします。
議 長		(休 憩)
		休憩まえに引き続き、会議を再開いたします。 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての16番について、事務局に再度説明を求めます。
議 長	事務局	申請人に、意思確認をしたところ、クヌギを植える以外には考えられないとのことでした。申請どおりで審議していただきます
		質疑のある委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員	[挙 手]
		18番農業委員。

	委 員	はい。１８番農業委員です。 昔は、周囲の農地の所有者の同意書がありましたが、今は被害防除計画書になっています。５年、１０年経過した時は、被害防除計画書はどうなるのでしょうか。周囲の農地の所有者は、クヌギを植えることに同意されるのでしょうか。
議 長		事務局。いかがですか。
	事務局	周囲の農地は、保全の状態で１０年以上経過しております。申請地の農地は、少し前まで耕作されていました。
議 長		ほかに質疑はありませんか。
	委 員	[挙 手]
議 長		８番農業委員。
	委 員	はい。８番農業委員です。 農業委員会としては、農地を守るということも必要です。周囲に農地に及ぼす影響を考えると、クヌギを植えることは適切ではないと思います。好ましい姿ではないと考えます。
議 長		ほかの委員は、如何ですか。
	委 員	[挙 手]
議 長		１番農業委員。
	委 員	はい。１番農業委員です。 私は中山間に住んでいますので、この問題は切実なものであります。申請地のことを真剣に考えているのであれば、簡単に不許可にすることはできません。
議 長		ほかに質疑はありませんか。
	委 員	[質疑・意見なし]
議 長		それでは、お諮りいたします。 議案第５号 農地法第５条の規定による許可申請の処分決定についての１６番について、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	[賛成０名]

議 長	賛成0名により、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての16番については、不許可が決定いたしました。
	議案第6号
議 長	次に、日程第8 議案第6号、非農地証明願についてを議題に供します。 1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第6号 非農地証明願について、ご説明いたします。総会資料は、16ページです。今月の申請につきましては、1件となっております。 それでは、1番を説明いたします。申請人は佐賀県佐賀市在住の〇〇、所有者も同一でございます。土地の所在は、平松字大園原〇〇番〇 畑、1筆の面積が339㎡です。申請地につきましては、第3種農地です。現況は宅地で、亡くなった夫が申請関係を行っており、当時の詳細が不明とのことです。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、2番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。2番農業委員です。報告いたします。 農地区分は、第3種農地です。申請地の位置ですが、重富小学校から、東に約400mの位置です。現況といたしまして、申請のとおり建物が建っており、47年程度経っております。周囲の現況が、東が宅地、西も宅地、南も宅地、北が市道ということで、非農地として認定するやむを得ない理由といたしまして、宅地となって、すでに20年以上経過しており、やむを得ないものと認めます。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしまして、現地調査員としては、承認意見です。 以上で、報告を終わります。
議 長	それでは、議案第6号 非農地証明願についての1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	[質疑・意見なし]
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第6号 非農地証明願についての1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第6号 非農地証明願についての1番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
	————— 議案第7号 —————
議 長	次に、日程第9 議案第7号、農地あっせん申出(売渡 希望)についてを議題に供します。 1番から4番までについて、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第7号 農地あっせん申出(売渡 希望)について、ご説明いたします。総会資料は、17ページです。今月の申請につきましては、売渡4件となっております。参考資料につきましては、90ページから93ページになりますので、審議の参考としてください。 それでは、1番を説明いたします。 内容につきましては、売渡です。申請者は千葉県流山市在住の〇〇、土地の所在が、寺師字八反田〇〇番 田、字八反田〇〇番〇 田、字八反田〇〇番〇 田、3筆の合計面積が2,586㎡です。希望譲渡価格は、農業委員会に一任とのことです。なお、令和4年度までは、前耕作者の方が耕作されとのことです。買い手が見つかるまでは、貸付でも可能とのことです。 以上で、1番の説明を終わります。 それでは、2番を説明いたします。 内容につきましては、売渡です。申請者は加治木町小山田在住の〇〇、土地の所在が、加治木町小山田字早田尻〇〇番〇 田、1筆の面積が1,115㎡です。希望譲渡価格は、農業委員会に一任とのことです。 以上で、2番の説明を終わります。 それでは、3番を説明いたします。 内容につきましては、売渡です。申請者は福岡県春日市在住の〇〇、土地の所在が、加治木町木田字西ノ原〇〇番〇 田、字西ノ原〇〇番〇 田、字西ノ原〇〇番〇 田、3筆の合計面積が1,629㎡です。希望譲渡価格は、農業委員会に一任とのことです。 以上で、3番の説明を終わります。 それでは、4番を説明いたします。 内容につきましては、売渡です。申請者は蒲生町下久徳在住の〇〇、土地の所在が、蒲生町下久徳字下原田〇〇番 田、1筆の面積が1,529㎡です。希望譲渡価格は、農業委員会に一任とのことです。 以上で、4番の説明を終わります。
議 長	事務局の説明が終わりました。議案第7号 農地あっせん申出(売渡 希望)の1番から4番までについて、一括して質疑に入ります。質

		疑のある委員は挙手をお願いします。
	委 員	[挙 手]
議 長		8 番農業委員。
	委 員	はい。8 番農業委員です。 1 点だけ確認です。3 番の希望譲渡価格は、農業委員会に一任となつておりますが、相場がどのくらいか教えてください。
議 長		事務局。よろしいですか。
	事務局	事務局としては、8 0 万円ぐらいと考えております。
議 長		8 番農業委員。今の回答でよろしいでしょうか。
	委 員	はい。
議 長		事務局。あとの3 件についても、目安として教えてください。
	事務局	1 番については、県道沿いの農地で、6 0 万円から7 0 万円ぐらいと考えております。2 番は、進入路がなかったり、周囲の田んぼも休耕田となっていますので、4 0 万円から5 0 万円ぐらいと考えております。4 番は、4 0 万円から5 0 万円ぐらいと考えております。
議 長		ほかに質疑はありませんか。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それでは、お諮りいたします。 議案第7 号 農地あっせん申出(売渡 希望)の1 番から4 番までについて、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	[賛成多数]
議 長		賛成多数により、議案第7 号 農地あっせん申出(売渡 希望)の1 番から4 番までについては、原案のとおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案7 号のあっせん申出に係る地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 地区委員の方々から選出していただきたいと思います 自薦他薦いずれでもよろしいです。

委員	「意見なし」
議長	いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第7号 農地あっせん申出(売渡 希望)についての、 1 番については、1 0 番推進委員、1 2 番推進委員、 1 9 番農業委員に、 2 番については、2 番農業委員、1 6 番農業委員、 4 番推進委員に、 3 番については、8 番農業委員、2 番推進委員、 3 番推進委員に、 4 番については、8 番推進委員、7 番農業委員、 1 3 番農業委員に、
議長	それぞれ、お願いしたいと思います。
委員	「はい」
議長	それでは、担当になられた委員の方々は、よろしく願いいたします。
	————— 議案第8号 —————
議長	次に、日程第10 議案第8号、農地の利用状況調査に係る非農地決定についてを議題に供します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	はい。それでは、議案第8号 農地の利用状況調査に係る非農地決定について、ご説明いたします。資料は、総会資料の18ページをお開きください。 夏場の利用状況調査において、B判定を行った農地について、改めて1月末から今月中旬にかけて、再調査を行った結果についてまとめてあります。非農地決定全体面積としては、104,893㎡、筆数として136筆です。 対象地については、集計表の下にリストとして計上してありますので、ご確認ください。 以上、ご審議方よろしく申し上げます。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第8号についての1番から136番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙

議 長 委 員	手をお願いします。 「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第8号、農地の利用状況調査に係る非農地決定についての、1番から136番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長	委員 [賛成多数] 賛成多数により、議案第8号、非農地の利用状況調査に係る非農地決定についての、1番から136番までについては、原案のとおり決定いたしました。
議 長	————— 議案第9号 —————
議 長	次に、日程第11 議案第9号、農地法第3条に係る下限面積の設定についてを議題に供します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第9号 農地法第3条に係る下限面積の設定につきまして、ご説明いたします。総会資料は、24ページです。 この案件につきましては、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令に定める基準に従い、市町村の区域内の全部、または一部について、これらの面積の範囲内で、別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示した時は、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として、設定できることとなったことと、農林水産省の通達、「農業委員会の適正な事務処理について」が、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は毎年、下限面積の設定または修正の必要性について、検討することとなっております。このことに基づき、下限面積の設定を検討した結果、農林水産省令で定める農地法施行規則第17条第1項「別段の面積の基準」を満たしていることから、令和4年度の下限面積につきましても、現行どおり20アールに設定したいと考えます。参考資料の最後の方の94ページをご覧ください。現行どおりとした根拠としましては、本市における今年度の農地の利用状況調査の結果、20アール未満の農地耕作者は、全農地耕作者7,555名のうち5,176名で、全体の67%を占めており、基準の40パーセントを超えていることと、農地法施行規則第17条第1項「別段の面積の基準」を満たしていること、あと、参考までに下の方に基準の要約を記載してございますので、ご確認ください。また、県内の農地下限面積の一覧表がございましたが、隣接市の鹿児島市、

議 長	薩摩川内市、霧島市も20アールに設定しております。以上のことを、根拠としております。 以上で、議案第9号の説明を終わります。
委 員	事務局の説明が終わりました。それでは、質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。
議 長	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第9号、農地法第3条に係る下限面積の設定について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第9号、農地法第3条に係る下限面積の設定については、原案のとおり決定いたしました。
————— 議案第10号 —————	
議 長	次に、日程第12 議案第10号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についてを議題に供します。 1 番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第10号 農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についてご説明申し上げます。総会資料は、25ページでございます。今月の申請件数は、1件となっております。 それでは、1 番についてご説明します。 譲受人 蒲生町上久徳在住の〇〇。譲渡人 加治木町小山田在住の売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町小山田字中原〇〇番〇 畑、1筆の面積が2, 730㎡です。対価につきましては、総額1, 228, 500円、10a当りに換算しますと、450, 000円で決定しました。 以上、1 番について説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の1 番に関連して、2 番農業委員にあっせん経過報告をお願いします。
委 員	はい。2 番農業委員です。あっせんの報告をいたします。 加治木町小山田字中原〇〇番〇 畑、1筆の面積が2, 730㎡について、2月18日午後3時より、加治木庁舎北1会議室において、譲渡希望者〇〇さん、譲受希望者〇〇さん、あっせん担当委員として、わた

議 長 委 員	くしと、16番農業委員、4番推進委員及び事務局職員の立会いの下、あっせんを行いました。 結果につきましては、総額1,228,500円、10a当りにすると450,000円で、無事成立しました。なお、今後の手続きとしましては、嘱託登記により、事務局で所有権の移転登記を行う予定となっております。 以上、農地のあっせん報告を終わります。 ただいまの説明について質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。 [質疑・意見なし]
議 長 委 員	それでは、お諮りいたします。 議案第10号 農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定の1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。 [賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第10号 農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についての1番については、原案のとおり決定いたしました。
議 長 事務局	————— 農地あっせんの経過報告 ————— 次に日程第13、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。 それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。 1ページの6番〇〇さんの売渡希望と9番〇〇さんの売渡希望については、3月にあっせんを行う予定です。 3ページの30番〇〇さんの借受希望ですが、今月の総会の議案第2号の1番で、701㎡を所有権で取得されました。 4ページの42番〇〇さんの売渡希望ですが、今月の総会の議案第1号の11番で、利用権が設定されました。 43番〇〇さんの売渡希望も、今月の総会の議案第1号の10番で、利用権が設定されました。 45番〇〇さんの売渡希望ですが、今月の総会の議案第10号の1番で、農用地利用集積計画で所有権移転が決定いたしましたので、完了といたします。 以上で報告を終わります。

議 長		委員の皆さんから、何か報告等ございませんか。
	委 員	[挙 手]
議 長		5 番農業委員。
		はい。5 番農業委員です。
		4 ページの 4 7 番〇〇さんの売渡希望ですが、希望価格を 1 5 0 万円と伺っております。売買の決定権を持っているのはお婆さんのようで、後に家を建てるために、2 4 0 万円で購入されたようです。しかし、家を建てる予定が無くなったため、売渡を決断されたとのこと。相場としては、1 0 a 当たり 6 0 万円ぐらいで、希望価格と合わない状況であることも話をしました。買い手が見つかりましたら、ご紹介することを伝えてあります。
		以上で、報告を終わります。
議 長		事務局。よろしいですか。
	事務局	はい。
議 長		ほかの委員から、報告はございませんか。
	委 員	[質問・意見なし]
議 長		ないようでしたら、この案件は報告ですので、これで終わります。
————— 農用地利用集積計画（貸借）合意解約 —————		
議 長		次に日程第 1 4、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約の報告をいたします。2 月には 4 件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約 2 月分を、後ほどご確認ください。
		以上で、報告を終わります。
議 長		ただいまの事務局説明について、質疑のある方はございませんか。
	委 員	「質問・意見なし」
議 長		ないようですので、それでは、この案件は報告ですので これで終わります。

その他	
議 長	それでは日程第 15、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。
	委 員 [挙 手]
議 長	18番農業委員。
	委 員
	はい。18番農業委員です。 あっせんでの希望価格を農業委員会一任とありますが、申請を受け付ける際に、希望価格を聞くと思いますが、相場価格を示して事務局で希望価格を決めた方がよいのではないですか。
議 長	事務局。どうですか。
	事務局
	申請を受け付ける際に、本人の希望価格を聞いて、相場価格を示して、最低どのくらいの金額を希望するかを聞きたいと思います。
議 長	来月からは、農業委員会一任の場合、金額が示されるということでしょうか。
	事務局
	来月から、目安となる価格を記入します。
議 長	18番農業委員。よろしいですか。
	委 員
	はい。わかりました。
議 長	ほかに委員の方から何かございませんか。
	委 員
	[挙 手]
議 長	12番農業委員。
	委 員
	はい。12番農業委員です。 私の地域では、霧島市の方が耕作される方が多いですが、霧島市の農地の価格は、非常に安いです。基盤整備済みの農地でも40万円ぐらいです。私どもの地域では、70万円から80万円が取引価格です。始良市の農地は、全体的に高いと思います。このような状況のため、買い手がなかなか見つからない状況であります。

議 長	事務局	事務局。どうですか。
		接道だったり、用水の問題など状況によっても価格が変化いたします。事務局としましても、取引事例等を参考に価格を記入していきたいと思っています。
議 長		1 2 番農業委員。よろしいですか。
	委 員	はい。
議 長		ほかに、委員の方から何かございませんか。
	委 員	[発言なし]
議 長		ないようですので、以上で、本日の議案の審議並びに、報告事項は全て終了しました。 事務局から何かありますか。
		○ 令和3年度鹿児島県農業委員会大会のスローガン採択について ○ 令和4年度の賃借料情報と農作業賃金等標準額について ○ 農作業賃金等標準額設定のための情報収集について
議 長		ほかにありませんか。 それでは、以上をもちまして、令和3年度 第11回 始良市農業委員会総会を閉会いたします。
		[閉会]
	事務局長	姿勢を正してください。 一同礼。

議事録署名委員

署名委員

署名委員
